規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ 提出資料

農林水産省令和2年1月

水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検

小性物及い無未生性負例の流通に関する心思快	
規制改革実施計画の内容 (令和元年6月21日閣議決定)	対応状況
a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査を行う。 【令和元年度措置】	【水産物】 1. 平成30年度に産地市場の買受人を対象に、①産地市場における課題(経営上の課題、産地市場流通のメリット等)、②取引における不適正事例の有無について調査を実施。
	 2. 調査の結果は次のとおり。 ①コスト増加を反映しない価格決定が行われているという回答が26%と最も多くなっており、 ②物流センターフィー等が負担という回答が12%、協賛金(リベート)が負担という回答が8%であった。
	【漁業生産資材】 1. 平成30年度に漁船、漁網、種苗・餌の流通構造の調査を実施。今年度 は更に資材コスト低減の取組や海外の漁業生産資材の流通構造等を調査 中。調査結果がとりまとまり次第、公表。
	 2. 平成30年度の主な調査結果は次のとおり。 ①漁船:各漁船の操業実態に応じた設計が求められるため、オーダーメイドでの建造が一般的。船主の意向を踏まえ、造船所・機器メーカーが設計・建造を行い、メンテナンスも実施。 ②漁網:大型漁網(まき網、定置網)は漁業者が漁具メーカーにオーダーメイドで注文。小型漁具、養殖用漁網等は一般的に漁協や代理店を介して漁具メーカーに既製品を発注。 ③種苗・餌:養殖業者は産地流通業者(産地商社)を通じて購入。一部地域では養殖魚の販売も同じ産地商社を通じて行われている。資材購入資金の乏しい一部の養殖業者は、産地商社に養殖魚販売代金と相殺してもらうことにより支払い猶予を受けているが、産地商社は代金回収リスクを資材代に上乗せしている事例あり。

b 不適正な取引を未然に防止するため、 「取引適正化のためのガイドライン」を 策定する、あるいは流通業者等に「取引 適正化のための自主行動計画」の策定を 働きかける。 【令和元年度措置】	1. 水産物流通については、小規模で零細な産地市場の仲買人が十全に役割を果たせるよう、今年度内に「取引適正化のためのガイドライン」を策定すべく、関係省庁等と調整を進める。 2. 漁業生産資材の流通については、産地商社による養殖用餌の取引慣行について、その具体的な取引態様によっては養殖業者の自主的な事業運営を阻害するおそれがあることから、今年度内に、漁業生産資材に係る望ましい取引のあり方を示すガイドラインを策定する。
c aの調査の結果、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。 【令和元年度措置】	1. 今後、独禁法上問題のある実態が明らかとなった場合には、公正取引 委員会と連携して是正を図る。
d 魚類養殖業の資金調達の円滑化を図れるよう、コストの大半を占める餌費用等の事業資金に対して魚類養殖業の事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築や、養殖生産の需要家からの受託等、養殖業者の経営安定に資するにジネスモデルの推進を早急に検討する。 【令和元年度検討・結論、令和2年上期措置】	1.事業性評価専門機関の協力を得て養殖業の事業性評価ガイドラインを今年度中を目処に作成・公表する予定。2.養殖業成長産業化総合戦略を検討する協議会において、養殖業者の経営安定に資するビジネスモデル例を検討し、同戦略において取組方向を記載し推進する。
e 輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる。 【令和元年度検討・結論、令和2年上期措置】	1. 昨年9月より、有識者による「漁獲証明制度に関する検討会」を開催し、①国内漁獲証明制度の創設、②特定の水産動植物への漁獲証明の義務付け、③IUU(違法・無報告・無規制)漁業の懸念がある輸入水産物の漁獲証明の仕組みについて議論。

- 2. 12月の第4回検討会では、制度の大きな方向性について一定の共通認識を得た一方で、現場の負担をどのように軽減するか、不正流通の防止について必要かつ十分な規制となっているか等の点について、多様な水産流通の現場実態を踏まえ、更なる検討が必要である等の中間論点整理が行われた。
- 3. 今後、実行可能性や法制上の観点等を踏まえて検討を進め、検討会で の最終とりまとめを経て、制度化に向けた作業を進めていく予定。